

(20) 一時保護所の環境改善等

厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護の現状や配偶者等からの暴力（DV）被害者及び人身取引被害者の一時保護委託先である民間シェルターにおける一時保護委託の状況に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施することとされた。

児童相談所一時保護所については、厚生労働省が行う定例調査において、一時保護所の職員数や一時保護日数等の必要なデータを把握しており、加えて必要なデータを把握する必要がある場合には、適宜調査を実施している。

また、婦人相談所による一時保護の現状や、配偶者からの暴力被害者及び人身取引被害者の一時保護委託先である民間シェルター等における一時保護委託の状況に関する調査を実施している。

(21) 被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設に関する検討

第1節2「給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）」(7)を参照。

(22) 児童虐待・配偶者等からの暴力（DV）の早期発見のための医療施設における取組の促進

厚生労働省において、医療施設における児童虐待や配偶者等からの暴力（DV）の早期発見のための取組を促進するために、関連法律の周知徹底等の施策を検討している。

《基本計画において、「法律所定の検討時期等に併せて施策を実施する」とされたもの》**(23) 一時保護所の環境改善等**

児童相談所一時保護所については、「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月24日少子化社会対策会議決定）において、平成21年度までに、虐待を受けた子どもと非行児童との混合処遇を改善すること等により個別対応できる一時保護所の環境改善を実施することが掲げられている。

厚生労働省においては、今後も、「子ども・子育て応援プラン」に掲げる目標を達成できるよう、児童相談所一時保護所の環境改善について、引き続き支援を行う。

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）**《基本計画策定以前からの施策で、基本計画策定後も引き続き実施する施策》****(1) 交通事故捜査過程における被害者の負担軽減**

警察において、捜査過程における被害者に対する二次的被害を防止するため、事情聴取や被害者連絡等の実施に当たり、被害者の心情に配慮した適切な対応に努めている。

交通事故被害者の負担を軽減するため、被害者が処罰を望まず、悪質違反を伴わない軽傷事故に係る捜査書類の簡略化として、平成17年12月1日から、捜査書類簡略化対象事件の適用範囲を拡大して運用実施中であり、引き続き当該施策の適正な運用を図っていく。

また、交通事故被害者等の事情聴取等に係る拘束時間の軽減等を図るため、事故多発交差点に交通事故自動記録装置を設置し、被害者の方が死亡し、又は、重体等で事情聴取ができない事故や当事者の言い分が食い違う事故に対し重点的に活用している。これまで全国に国費で724基設置しているが、今後も補助金による整備を進めていく予定である。

さらに、捜査過程における被害者の二次的被害の防止・軽減を図るために、捜査に支障のない範囲での事故概要の説明等被害者等への対応に関するマニュアルを活用して、交通事故被害者等に対する適切な対応を推進している。